

AKASAKA 感染防止対策（認証基準）

1. 3密の回避

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象の施設か。
 - 対象施設である。
 - 対象施設ではない。

- ビル管理法の**対象施設**である場合は、以下に該当していること。
法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たすとともに換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。

- ビル管理法の**対象外施設**である場合は、以下のいずれかの方法により施設・部屋毎の必要換気量を確保（収容人数を制限）している。
 - （換気設備による必要換気量を確保できる場合）
 - ・ 必要換気量（一人あたり毎時30m³）を確保し、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。
 - 施設・部屋毎の積算根拠を添付している。
 - （換気設備による必要換気量を確保できない場合）
 - ・ 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合はドアを開ける）するなどの方法により十分な換気を行っている。また、換気のため窓やドアを開放している旨を利用者に周知し、協力を要請する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

(入場者の制限)

- 入場者の制限などにより混雑度を管理している。

(具体的な方法)

- 施設の入口に従業員が立ち、同時に（ 470 ）人以上は入場させない。
- 待機場所等の確保
- その他 [足元誘導シールの設置
対人距離確保の掲示]

(密集の防止)

- 同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。

(具体的な方法)

- 滞在時間の制限
- 予約制の活用
- その他 [密集回避・長時間滞在回避の掲示]

(密集の機会の削減)

- 施設内で過度に人が密集する機会を減らしている。

(具体的な方法)

- 動線の工夫（例：入口から出口までを一方通行にしている）。
- イベント等の制限
- その他 [足元誘導シールの設置
対人距離確保の掲示]

(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

(最低対人距離の確保)

- 最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保している。

(対人距離の確保)

- 対人距離の確保を行っている。
 - (席の配置が決まっている場合) 具体的な使用基準を定めている。
 - 施設・部屋毎の配置図を添付している。
 - (具体的な方法)
 - 四方の席を空ける
 - 座席を一つ置きにする
 - その他 [座席間をアクリル板で遮蔽]

- (席の配置が決まっていない場合) 一人あたり（従業員を含む。）の専有面積を最低3㎡として施設内の人数を制限している。
 - 施設・部屋毎の積算根拠を添付している。

(対面時の遮蔽)

- 人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビールカーテンなどで遮蔽している。

(近距離での会話等の防止)

- 近距離での会話や発生避けるようにしている。

2. その他の感染防止対策

(1) 利用者の感染防止対策

(マスクの着用)

- マスク着用について、利用者に周知している。

(手洗い・手指消毒の徹底)

- 店内入口に消毒設備を設置し、利用者の入場時に手指消毒、手洗いを実施している。

(具体的な方法)

- 入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- その他 []

(消毒設備の内容)

- ポンプ式アルコール消毒液 □ スプレー式消毒 ■ 自動センサー式消毒
- その他 []

(発熱時の対応)

- 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば、入場しないよう要請している。

(2) 従業員の感染防止対策

(マスクの着用)

- マスク着用を遵守している。

(定期的な手指消毒等)

- 定期的に手指消毒、手洗いを実施している。

(具体的な方法)

- 従業員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。
- その他 []

(体調確認)

- 業務開始前に検温・体調確認を行っている。

発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させている。

(3) トイレの衛生管理

(トイレへの消毒液の設置)

- トイレの入り口付近（トイレの外）に消毒液を設置する。

(定期的な清拭消毒)

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒を行っている。

(具体的な消毒方法)

- 消毒用エタノール 次亜塩素酸ナトリウム希釈液 界面活性剤含有の洗浄剤
- その他 []

(注意喚起)

- トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示して注意喚起を行っている。

(ハンドドライヤー等)

- ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止し、以下のいずれかの対応を行っている。

(具体的な方法)

- ペーパータオルの設置 個人のタオル等の使用
- その他 []

(4) 休憩スペースのリスク軽減

(利用者の制限)

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けている。

(換気と消毒の徹底)

- 常時換気を行い、共用する物品を定期的に消毒している。

(5) 飲食スペースのリスク軽減

(利用者の把握)

- 陽性者が当該店舗を利用していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に協力するため、利用者に対して氏名、連絡先等（代表者のみ）を記入するように要請し、店舗側で最低1ヶ月間（可能な限り3ヶ月間）保管する。
※認証施設は、取得した個人情報について個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しないこと。

(パーティションの設置)

- 以下のようなパーティションを設置して遮断する。
高さ：座った人の頭が隠れる高さ
幅：机と同じ幅
形状：2人掛けは一字、4人掛けは十字、6人掛けはキ字のように隣接する人と遮断されるように配置

※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が食事をする場合を除く。
※火災の危険等があり物理的にパーティションの設置が不可能な場合は、従前の基準によるものとする。

(手指消毒用アルコールの設置)

- 席の近くに手指消毒用のアルコールを設置する。

(HEPAフィルタ空気清浄機の設置)

- HEPAフィルタによるろ過式で風量が毎分5m³以上の空気清浄機を、メーカーが指定する適用床面積に応じて設置する。

(二酸化炭素濃度測定器の設置)

- 二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えた場合、即座に窓を開放し、換気を実施する。
測定器の設置場所：ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところに設置する。

(密集の防止)
 同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。

- (具体的な方法)
- 予約制の活用
 - 滞在時間の制限 (概ね2時間程度を目安)
 - その他

[]

(大皿料理への対応)
 大皿での提供を避け、個々に提供している。

(お酌や回し飲みへの対応)
 お酌や回し飲みを避けるよう注意喚起を行っている。

(グループ間の対人距離)
 グループ間が相互に1m以上確保できるように配置している。

(6) 喫煙スペースの使用制限

(喫煙スペース)
 喫煙スペースあり 喫煙スペースなし

(利用の制限)
 喫煙スペースの利用制限を行っている。

(主な制限について記載してください。)
広さ：13平方メートル 利用制限人数：5人

(3密の回避)
 人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請している。

(7) 清掃・消毒

(定期的な清拭消毒)
 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、利用者の入替時など定期的に清拭消毒している。

<参考：高頻度に接触する部位>
テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど

(具体的な消毒方法)
 消毒用エタノール 次亜塩素酸ナトリウム希釈液 界面活性剤含有の洗剤
 その他

[]

(ゴミの回収)
 ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗っている。

(ゴミの処理)
 鼻水や唾液などが付いたゴミ等は、ビニール袋に密閉して処理している。

(8) チェックリストの作成・確認

(チェックリストの作成)
 具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の明け方などを定めたチェックリストを作成している。

(チェックリストの公表)
 チェックリストを作成し、毎日の確認について公表している。

3. 施設ごとの注意点※申請する施設の業種に応じた対策を行うこと

(1) 大規模集客施設における注意点

(対人距離の確保)

- レジ等での対面接客時における距離の確保やパーティション設置等を行っている。

(2) ホテル・旅館における注意点

(ビュッフェスタイルへの対応)

- ビュッフェスタイルでの提供において対策を行っている。
- ビュッフェスタイルでの提供はしていない。

(具体的な方法)

- 利用者の取り分け時の対策(※)を徹底している。
- 小皿に盛って提供している。
- 従業員が取り分けている
- その他 []

※利用者の取り分け時の対策として以下の全てを実施していること。

- ・ 一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。
- ・ 飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。
- ・ 取り分け時はマスク、使い捨て手袋等を着用する。
- ・ 取り分け用のトングや箸を共有としない。

(3) 屋内運動施設における注意点

(体調確認等)

- 入場者への検温・体調確認を行うとともに、感染発生に備えて利用者の連絡先を確認している。また、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)の利用を促している。

(換気)

- 一人あたり毎時60m³の必要換気量を確保している。

(更衣室)

- 十分な換気を行うとともに、ロッカーの間隔を空けるなどにより、3つの密が生じないようにしている。

(その他)

- 特に近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、国において示された業種別ガイドラインを遵守している。

(4) 遊技施設における注意点

(距離の確保)

- マスク着用のうえ、十分な座席間隔を確保するとともに、入退出時や集合場所等で人と人の十分な間隔を確保している。

(換気及び消毒)

- 適切な換気や客の入れ替えのタイミングでの消毒を行っている。

(BGMの音量抑制)

- 大声での会話を避けるよう注意喚起を行うとともに、従業員が確認できるようにBGMや機械の効果音を最小限にしている。

(5) 遊興施設における注意点

(換気)

- 原則、換気設備による換気を適切に行い、一人あたり毎時30m³の必要換気量を確保している。

(対人距離の確保)

- 複数人が利用する場合は、一人あたりの専有面積を最低3m²として一部屋の人数を制限している。

(マスク着用)

- カラオケなど歌唱を行う場合であっても、利用者全員がマスクを着用することを周知し、着用状況を確認している。

(マスク配布)

- マスクを持参していない客に対して、マスクの配布を行っている。

(BGMの音量制限)

- 客同士が大声で会話しないように呼び掛けるとともに、店内のBGMの音量は控えている。

(カラオケの歌い方)

- 次のいずれかの方法により行っている。

(具体的な実施方法)

- マスクを着用の上、客席を向かないように（機材を壁など向けてセットするなど）して歌う方法
- マスクを着用の上、パーティションなどで前方を遮蔽して歌う方法

(カラオケ時の注意事項に関する店内周知)

- 利用者全員がマスクを着用することについて声掛けや室内掲示を行っている。

(カラオケ時のマイク消毒)

- マイクは利用者ごとに用意するか、利用者ごとに使用の都度、清拭消毒を行っている。

(利用者入れ替え時の清拭消毒等)

- 客の入れ替えのタイミングで、他人と共用する物品や場所の清拭消毒を行うとともに、個室の十分な換気を行っている。

(従業員の衛生管理の徹底)

- 従業員はトイレ使用後など石鹸と流水による手洗いを励行するとともに、特に接待行為を伴う従業員は、テーブル移動時やグラス等をお客に手渡す時に手指消毒を徹底している。

(従業員の体調管理の徹底)

- 接待を伴う従業員については、体調管理を徹底するとともに、業務開始前に検温・体調管理を行い、これを記録し、当該記録日から1箇月間は当該施設内で保管している。

(利用者の体調確認等)

- 入場者への検温・体調確認を行うとともに、感染発生に備えて利用者の連絡先を確認している。また、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促している。

(利用時間)

- 利用時間は2時間以内に制限している。

(その他)

- 特に、キャバレー、バー・スナック（接待を伴うもの）、ナイトクラブ、ライブハウスについては、国などにおいて示された業種別ガイドラインを遵守している。

(6) 学習塾等における注意点

(講師と生徒間での距離確保)

- 講師、生徒は常時マスクを着用するとともに、講師と生徒の間にアクリル板やビニールカーテンを設置するか、講師と生徒の間を2m以上確保している。

(教室内の巡回)

- 教室内の巡回については控えるか、巡回を行う場合であっても、生徒との距離を1m以上確保し、大声での指導は行わないこととしている。

(マイク・スピーカーの使用)

- 講師の声が聞こえやすいように、必要に応じてマイク・スピーカーを使用している。

4. イベントの開催における注意点

(施設内のイベントの開催の有無)

- 施設内イベントの開催あり
- 施設内イベントの開催なし

- 施設内でのイベントを開催する場合で、最低1mの対人距離や1人あたりの専有面積3㎡の確保が出来ない場合は、次に掲げる感染予防対策を徹底している。

(マスクの着用)

- マスクの着用状況が確認でき、個別に注意等ができる体制を整備している。
- マスクを持参していない者がいた場合に備えて、主催者側が配布又は販売している。

(大声等の禁止)

- 該当者に対し個別に注意等ができる体制を整備している。
- ラッパ等の鳴り物を禁止している。

(食事に伴う感染防止)

- 決められたエリア以外での食事を制限している。
- 休憩時間中やイベント前後の食事による感染防止を徹底している。

(有症状者の入場制限)

- 入場時の検温、体調確認を実施している。
- 入場を制限した場合の払い戻し等の措置を規定している。

(利用者の把握)

- 事前予約時や入場時に連絡先を把握している。
- 厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の利用を促している。

(イベント前後の利用者の行動管理)

- イベント前後の感染防止(交通機関・飲食店等の分散利用)について、注意喚起している。

(県への連絡)

- 1000人以上のイベントについては、あらかじめ県(所管課)の確認を受けることとしている。

(その他)

- 国において示された業種別ガイドラインを遵守している。